

経済労働委員会記録

開催日時 平成29年9月26日(火) 13:03~13:52

開催場所 第3委員会室

出席委員 8名

今井 光子 委員長
川口 延良 副委員長
池田 慎久 委員
猪奥 美里 委員
西川 均 委員
松尾 勇臣 委員
岩田 国夫 委員
和田 恵治 委員

欠席委員 なし

出席理事者 中川 産業・雇用振興部長
福谷 農林部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

報第28号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(経済労働委員会 所管分)

(2) その他

<会議の経過>

○今井委員長 それでは、ただいまより経済労働委員会を開会いたします。

本日、当委員会に対して、1名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室をしていただきます。

なお、この後、傍聴の申し出がありましたら、さきの方を含めて、20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

本日、当委員会において、奈良日日新聞社より写真撮影による取材の申し入れがきてい

ます。委員会等に関する申し合わせ事項では、事前に承認を得ることになっていきますので、お諮りします。

委員会の審議に支障のないように行っていただくということで許可をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、写真撮影によります取材を許可することとします。

それでは、案件に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。

当委員会に付託されました議案は、当委員会次第に記載のとおりです。

審査に先立ちまして申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせによりまして、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

なお、議案の説明については、9月8日の議案説明会で行われたために省略をしますが、議案説明会の当委員会所属部分の資料は参考配付の平成29年9月定例会提出議案一覧に記載のページ番号をご参照願います。

なお、一覧には予算審査特別委員会に付託する補正予算も記載していますので、ご了承願います。

それでは、付託議案について、質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については、後ほど質問を行いますので、ご了承ください。

何かご質疑はありますか。ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、付託を受けました報告案件、報第28号中、当委員会所轄分について、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして付託案件の審査を終わります。

次に、本定例会に提出されました陳情のうち、当委員会所管事項に関する陳情の写しを参考に配付していますので、ご了承願います。

次に、その他の事項に入ります。

その他の事項も含めまして、質問があればご発言をお願いします。

○和田委員 先に2点について質問をしたいと思います。1点は、大和牛の奨励と畜産業の振興についてです。もう1点は三輪そうめんの関係について継続で質問します。

まず、大和牛の奨励と畜産業の振興について、一般質問で私は知事に質問をしました。その際、重要なポイントについてはご答弁いただきました。きょうはその答弁の中で詳細にわたって聞きたい、そのような内容です。今、大和牛は奈良県プレミアムセレクトという制度にのせてブランド力アップを一生懸命にやっています。ところがもう一方で、大和牛の生産、供給は大変大きな課題であり、それを生産者と協議していると。ここにみつえ高原牧場があるので、みつえ高原牧場が、早くできないかと期待をされている。それまでの間に、どうこの問題に取り組むかの検討をしている最中だという知事の答弁です。検討内容について聞かせていただきたい。これが大和牛の内容です。

それから、三輪そうめんについては3～4点ありますので、とりあえず大和牛について検討状況を聞かせてください。

○桜木畜産課長 和田委員がおっしゃったように、本会議で知事から答弁したまず1点は、子牛の価格が上がっていますので、今も話にありましたみつえ高原牧場を活用した和牛子牛の頭数の増加対策について、今、生産者団体と検討を重ねています。

既存のみつえ高原牧場の牛舎ゾーンがあり、まだスペースがありますので、そこへ新たに牛舎を生産者団体に建ててもらい繁殖雌牛を飼うことによって、県内の子牛の増頭対策を考えています。

○和田委員 畜産課長、それではありきたりの答弁です。では、聞きますが、みつえ高原牧場、これはいつごろ完成して軌道に乗りますか。そして、今、空きスペースがあると。その空きスペースを具体的に活用しようという方向で進んでいるのですか、どうでしょうか。

○桜木畜産課長 最初の質問ですが、畜産物の安定供給ということで、大和牛も含めて、生産拠点として、今、御杖村に100ヘクタールの県有地があり、65ヘクタールは既に育成牧場として開場しています。残りの35ヘクタールをできるだけ活用して生産拠点にならないかと地元の御杖村とも一緒に意見交換をしながら進めています。

○和田委員 子牛の導入について、子牛の購入価格が数年前までは50万円前後であったと。それが今や80万円以上になっている。この数年の間で大きく価格がはね上がりました。この対応、対策についてはどうお考えですか。

○福谷農林部長 委員の一般質問の中で、過去に子牛1頭当たりの価格が50数万円だったのが今は80数万円になっていると。具体的な数字を示されて、その対応をどうするかということで、畜産課長が農家及びその関係団体と協議をしながら、具体的には意見交

換をしています。その中で、農家からの要望としては、子牛の価格が非常に高騰しているということと、飼料代が高くつくということで、その点を支援をしていただきたいという形で来ています。あと質問の中にもありましたように、子牛の頭数をどうにかできないかという意見や、その他にもいろいろご意見を頂戴していますが、それを踏まえて、今、畜産課で全国的な調査をしています。子牛については全国でどこも一緒だと思いますので、その中で、各府県がどのような対応をしているのか、その辺の研究も入ったところで、具体的にはこの場でこうやっていくとは申し上げられませんが、十分農家の方の意見も聞きながら支援の内容も含めて対応の検討をしていきたいと考えていますので、ご理解をお願いします。

それから、子牛の頭数については、畜産課長も申しあげましたように、みつえ高原牧場という大きな計画があるわけですが、既存の施設の中で、子牛をもう少しふやす対策ができないかもあわせて関係団体と協議をしているということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○和田委員 研究をしているという答弁をいただきましたので、具体的な詰めはしませんが、いずれにしても子牛の購入価格はあまりにも高騰しているし、ブランド牛をどんどんつくっていこうとすれば、飼育期間が30カ月、32カ月、36カ月という形で2カ月、4カ月、6カ月という期間、さらに延長しての肥育が必要です。飼料がそれだけかかることになります。大和牛をここまで一生懸命にブランド力を向上させ品質のいい牛をつくってきたわけですから、どんどんこれから大和牛が市場に出回る対策を、今の補助金の2万円ということではなくて、さらにもっと充実した何らかの対策を来年度に向けて頑張りたい。このことを要望しておきます。

それからあと一つ、大和牛にかかわって、私はレトルトを全然見かけません。ほかの近江牛、松阪牛、神戸牛は、レトルトがあり、商品があって、土産品にされたり、どんどんと市場へ販売されています。その点、大和牛の場合はその方面になぜ進出していないのか、わかっていれば説明をしていただきたい。

○桜木畜産課長 加工品の話ですが、大和牛もレトルトカレーやコロッケがあり、民間で行っています。大和牛カレー、大和牛コロッケとして、まだまだ知名度が低いのですけれど、そういう形で販売はされています。

○和田委員 私が見ないだけで一部の人はそれを見ているということになりますが、レトルトの大和牛カレー、どんどん出ていくように頑張りたいと思います。

次に、三輪そうめんの関係です。これは産業・雇用振興部で特に取り扱う品目になっており具体的に聞かせてもらいます。一つは三輪そうめんの販路拡大にかかわって、今、進出しようとしているJWマリオットホテルを運営、経営に当たるのが森トラスト株式会社と聞いています。間違っていれば、訂正をしてください。森トラスト株式会社にじかに会わせていただきました。会長、副社長とともに会っての話です。この三輪そうめんを応援しましょうということで、三輪素麺工業協同組合のつくっているそうめんをとりあえず森トラスト株式会社の虎ノ門の本社のサロンの中で、VIP相手の食事として、出してくれています。そして、レシピも開発をどんどんしている状況です。中にはカレーにゆうめんや中華風担担そうめんをつくるなど、非常に担担そうめんは人気があるようです。どんどん森トラスト株式会社はレシピをふやして、これからそうめんを後押ししてくれると思います。ゴルフ場やホテルもたくさん持っておられ、JWマリオットホテルでも扱う、あるいはまた吉城園でも扱いたいという話が具体的に出ました。これはありがたいことです。そのような動きを今紹介をするのは、奈良県として三輪そうめんを後押しをしていく。このような形で森トラスト株式会社の民間が一生懸命にやってくれている。これで一挙に高額所得層には浸透していきたくらうと思います、期待しています。奈良県としてこの動きに対してどのように呼応する応援を三輪そうめんに対してするのかお考えがあれば示していただきたい、これが1つ目です。

2つ目に、初度の経済労働委員会でも言いましたが、奈良県産小麦で三輪そうめんをつくるということ。国内産小麦でそうめんをつくるというのは、これは実験で本当に国内で初めてです。今、市場の小麦は、兵庫県の揖保乃糸を中心に2万トンの小麦粉を使っているという紹介がありました。正確にはパンに使ったりうどんに使ったりいろいろあるのかどうかはわかりませんが、とにかく2万トン。長崎県が1万3,000トン、奈良県が4,000トン。これは全て外麦、外国産小麦です。外国産小麦で今そうめんをつくっているのを、県産小麦、わずか何十トン、恐らく4,000トンと言っているけれども、これは外麦であって、奈良県の三輪や宇陀を中心につくられる小麦の量はしれています。奈良県産は200トンですか、間違っていれば正してください。だから、県産小麦でつくったそうめんが、外麦ではないですよ、奈良県産のそうめん、奈良県産小麦を使ったそうめんということで、何らかの奈良県が認定する商標というか、商品となりはしないのか、外麦ではない。現在、外麦を使ってGIマークを取り込んでいるけれども、重要なことは、GIマークは外麦ですから、とにかく奈良県のインパクトを与える、こういう推奨する商品と

して考えられないものか、これが2つ目です。

それから、3つ目、小麦の原産が、国内産、県産小麦が奈良県産という場合に、95.6%が奈良県産で、あと国内産が4%ぐらい、5%ぐらい入っても大丈夫なのか、いや、51%あれば、もうそれで県産小麦、それから国内産小麦ということで49%を表示した上で県産のそうめんですという形で表示しても大丈夫かどうか、このことも見解があればお示しいただきたい。

それから、漢方のそうめんをつくるということで、なら農商工ファンドを使って頑張っています。漢方のそうめんですから、大麥ユニークなそうめんとなります。これももちろん奈良県産小麦でやりますが、しかし、GIマークの三輪そうめんの域に達するには、細さなどという点では少し欠けるらしい。それこそ県産小麦が必要ではないかと、奈良県産の定義の推奨のそうめんだということが必要だと思えます。そういう意味で話はそれでしたが、薬膳そうめんについて、奈良県として推奨することも必要ではないかと思うのですが、産業・雇用振興部担当課長、どうぞ答えていただければと思います。

○林産業政策課長 三輪そうめんの販路拡大、ブランド化も含めて普及、PRについてお答えします。

現在、食の産業興しということで、部局横断で取り組んでいるところで、今まで、和田委員の質問にもありましたように、GIマークの取得やならハサップ事業、各地のイベントでのPRなどをやってきたところです。来年の3月には桜井市でそうめんサミットを開催の予定です。それプラスGIマークとの絡みもあって、表示の問題もあるのですけれども、県産小麦を使った農商工ファンドの事業を使った新しいモデルの開発にも支援を行っているところです。

委員がお述べのように、森トラスト株式会社のお話もありましたけれども、夏のものだけではなくて、いろいろなシチュエーションでそうめんを食べていただく、いろいろなレシピでそうめんを年中親しんでいただくと。組合でもレシピをホームページで公開をしたりなどされているようではございますけれども、そういったことも含めてそうめんの普及拡大に取り組んでいるところで、地元の桜井市でもそうめんの日ということで、7月7日がそうなり、そうめん普及の取り組みが始まったところです。民間の取り組みだけではなくて、従来から地元の南都銀行も含めて産金官で、そうめんのブランディングや消費拡大、生産振興などを通して地域経済の活性化につなげていく取り組みを行ってきたところです。引き続いて地元を含めて産金官一体となって一層強力に取り組んでいきたいと思っています。以上

です。

○和田委員 菓膳そうめんも、県産小麦の定義も。

○林産業政策課長 菓膳そうめんの取り組みですけれども、先ほど申し上げました農商工ファンドで新しい商品を開発されていると聞いていまして、バリエーションが非常に広がっていいことだと考えており、正統派のそうめん以外にいろいろな味の楽しみ方のそうめんができていくことは、消費の裾野拡大につながっていく取り組みですので、大いに応援したいと思っています。以上です。

○今井委員長 何%ぐらい含んでいれば県産小麦かというのは、どなたですか。

○田中農業水産振興課長 初度委員会で申したのですが、基本的に、県産小麦というのはふくはるかという品種になっています。農業研究開発センターではそうめんの加工適正を高める技術について、グルテン含量、小麦に含まれているたんぱく質の含有率が、G Iマークについては粉にして10%だと思います。そうなってくると、脂質については12%から13%が必要で、それぐらいにはとりあえずできる技術はできています。ただ、ほ場条件や地域の条件がありますので、ばらつきが非常に大きいところもあり、そのあたりについては普及指導において対応しているところです。また、農業研究開発センターにおいては、ふくはるかに加えて、もっとグルテン含量の高い小麦の選定試験も行っているところで、現在、その小麦の系統の、栽培適正や生産物の品質について調査を実施しているところです。以上です。

○和田委員 県産の小麦粉と、それから国内産、特に私は北海道の小麦を念頭に入れています。それをブレンドしたそうめんという場合に、正確な言葉は県産そうめんというほうがいいのか、県産そうめんの定義というのは、100%県産の小麦粉でないといけないのか、それとも90%、95%の高いものでなければいけないのか、51%あれば県産そうめんだと名乗って、ぱっと販売をすることが可能なかどうなのか、その辺のところは大変難しいことだとは思いますが、考え方があればお示しいただくとありがたいです。

○林産業政策課長 G Iマークとの絡みもあり、県産小麦を使ったそうめんのブランド認定については、今ここですぐにお答えするのはなかなか難しいと思いますので、農林部も含めて検討していきたいと思っています。

○和田委員 今苦しんでいるのは県産小麦粉でそうめんをつくっていく。この県産小麦粉がたんぱく質含有量を、きちんと到達すればこれでオーケー、三輪そうめんとして名乗れます。あるいは産地表示のG Iマークをとることができます。しかし、万が一これがとれ

ない、あるいは、努力して努力して農家の人たちが小麦粉をつくったとしても、わずか5トンか10トンぐらいであったら、20トンあるとしたらあとの10トンは、これは全然GIマークが外れて三輪そうめんとしては通用しないようになるわけで、問題はここなのです。だから私はGIマークがあろうがなかろうが、県産のそうめんという形で県推奨のそうめんということでどんどん宣伝をしていくという県のお墨つきの販売を考えることが重要ではないか。そして、県独自の基準を持ちながら安全・安心の食として提供できるそうめんですと言って、外麦ではなくて国内産、県産だということをキャッチフレーズにばっとなら張っていくことが必要ではないかと言っているのです。産業・雇用振興部としては、奈良県小規模企業振興基本条例ができ、ほとんどのそうめん製造会社は小規模だという意味でも、ぜひ頑張ってもらわなければならない。奈良県の特産品だという意味で聞いているので、もう一度答えることができるならば、答えてください。

○林産業政策課長 和田委員がおっしゃるように、国内産は言うに及ばず、県産の小麦を使ってそうめんをつくっていくのは、他の産地との差別化、あるいはブランディングという点では非常に有効と思っています。ただ、GIマークなど既にあるものとの関係もありますので、少し研究をする必要があると思っています。以上です。

○和田委員 では、研究をして答えを出してください。これから待ちますので、よろしく。あと簡単に鳥獣被害の質問をします。

最近、あちらこちらの農家へ行く機会があります。最近では1週間ほど前です。その農家には情報をいただいたので行ったら、うちの田んぼの半分はイノシシのためにだめになりましたという報告をいただきました。大規模農家はどうか、集団的に取り組んでいる農家は柵ができて、市町村からの応援があつて、非常に助かっていると。猟友会にもどんどんとっていただいていると。ところが、被害を受けた農家は、皆ばらばらで、そんなに大きな農家ではないので、柵をつくったりするのに非常に手薄になっていますと。もとをかけるにはコストがかかり過ぎますと。こういう話で、県の援助が薄いので、県や市町村、桜井市、あるいは国の補助は出るけれども、県でもっと頑張ってもらえないかという話です。その点について、現状、県としてはどうなっているのか、お尋ねします。

○田中農業水産振興課長 和田委員の質問については、鳥獣被害の防止対策に対する質問だと思います。鳥獣被害防止対策については、基本的には国の事業である鳥獣被害防止総合対策交付金を使っており、被害防止計画をつくった市町村に対して、さまざまな支援をしているところです。一つは先ほど委員がお述べになりました侵入防護柵の補助や、捕獲お

り、わなという形で補助をしています。また緊急捕獲に対する補助もして、毎年2億円弱で出している実情です。防護柵については、平成22年から開始して平成28年までで、県内市町村では、侵入防護柵は約645キロメートルの取り組み実績があります。このほかに、宇陀市では、三重県名張市と連携し、国が直接採択している取り組みとして、侵入防護柵550キロメートルを設置していると聞いています。

基本的に国の事業については、事業要件があり、3戸以上と、費用対効果があります。そのため小規模にはなかなか補助するのは難しいかもしれませんが、鳥獣害対策は、集落といえますか、地域といえますか、一体となってやるのが基本となっていますので、そのあたりを勘案していただいて、集団で申請していただけたらと思っています。以上です。

○和田委員 それでは中山間地過疎化と言われる集落はどんどん過疎化が進んでいくことになると思うのです。まさに2戸、1戸と取り残されたところも含めてきめ細かな対策をしていく。1年間に1億9,000万円の被害総額が出ていますと、県の報告がありました。1億9,000万円も被害が出るならば、住んでいても、あるいは住むための条件としての里を田んぼや畑をつくる気は、起こらないと思う。そういう意味で、1戸であろうが2戸であろうが、3戸以上だと言っているけれども、1戸、2戸にしてもどれだけの大きなものを持っているかわからないから、きめ細かな対応をしてもらいたいと思うのです。今、獣害対策は、非常に重要になってきていると思います。過疎地域の対策という意味でも、これは頑張っていたきたい。もっとたくさん言いたいことがあります。これで終わります。

○川口（延）副委員長 委員会の運営の都合により、委員長にかわりまして委員会を進めさせていただきます。

○今井委員長 1点お伺いしたいと思います。

主要農作物種子法の問題でお尋ねしたいと思います。4月14日の国会で、わずかな審議時間で主要農作物種子法の廃止法が成立しました。これまで農業をやっている方は、全国各地で気象や土壌や風土が違っていると、その中で多種多様な農作物を先祖から受け継ぎ育ててきました。それを守るということで、これまで種子法により、各都道府県が種子を守る公的な役割を明確にして、その種をその地域に合ったものをつくり、保存し普及してきたと思います。稲、麦、大豆などの主要作物の品種改良など、国や県の公的研究機関が行って、良質で安価な種子を農民に安定的に供給してきた法律ですけれども、これが廃止になるということで、今後どうなるのかを大変危惧をしています。奈良県においても、

新しい品種改良の研究や開発に影響が出るのではないかと考えられますけれども、これまで種子法によりまして、県ではどのような対策をされ、廃止をされたということですが、県はどのように今後しようとしているのか、この点についてお尋ねします。

○田中農業水産振興課長 主要農作物種子法の廃止についてご質問がありました。

委員長がお述べのように、主要農作物といいますのは、稲、麦、大豆に限られています。その優良な品種について、県としては奨励品種と呼んでいるのですが、種子の生産普及を都道府県に義務づけていたのが主要農作物種子法で、昭和27年、戦後すぐに食糧増産の時期にできた法律です。これが委員長がお述べのとおり平成30年4月1日に廃止するという法律が先ほど可決されたところです。県においては、この法律に基づき、主要農作物、稲、麦、大豆ですが、奨励品種の決定試験並びに種取りに必要な原種、原原種といいますが、生産者に渡される種もみのもとをつくるのは原種、そのもとが原原種と、その生産並びに種子の生産に係る審査等について、農業研究開発センターや農林振興事務所でっており、県内農家に優良種子の供給が行われているところです。現在、米のヒノヒカリをはじめとする米、麦、大豆の6品種で種子が生産されているところです。

この廃止に伴う影響ですが、国については、主要農作物種子法の廃止後も都道府県が民間事業者と連携を図りながら引き続き種子の供給に当たって重要な役割を果たしていくという観点から、そのための方法や考え方をまとめました都道府県における稲、麦類及び大豆の種子供給に係る基本的な考え方、いわゆるガイドラインを取りまとめており、国から都道府県に通知される予定となっています。県においては、ガイドラインの内容等も踏まえて、米、麦、大豆、主要農作物種子法の廃止後も県内生産農家へ米、麦、大豆の優良種子の確保、供給は引き続き行われますように平成30年産からの体制について、農協等関係機関といろいろ検討を実施しているところです。以上です。

○今井委員長 これからもこの点については、県としてもされていくという答弁だったと思います。今の行政がやっっているいろいろな開発をしているのと、民間のところとどのくらい違うかの、資料がありました。北海道が開発をしたきさら397では、価格が20キログラム当たり7,100円、青森のまっしぐらは8,100円、一方で、民間の三井化学アグロが開発したみつひかりは8万円ということで、これだけの価格の差が出てきますと、農業に与える影響も大変大きいものがあるのではないかと思います。先ほど和田委員からもふくはるかの小麦の話もありましたけれども、こういうことをしていく上でも、奈良県の独自の品種は、行政できちんと守っていく必要があるのではないかと思いますので、

今後とも引き続いて、県としても対応をしていただきたいと思いますとお願ひして、質問を終わります。

○川口（延）副委員長 それでは、委員長と進行を交代します。

○松尾委員 通告もしていませんので、質問ではなしに、資料をいただきたいと思ひまして、お話しします。産業・雇用振興部で、ファンドに出資していた分の債権放棄の議案が、昨年も出ていたと思ひます。今議会に監査結果が出てきており、中小企業高度化資金貸付金の分は監査委員の注意という指摘がありましたので、今まで産業・雇用振興部の中で、そういったファンドや中小企業の貸し付けという制度は、現状どうなっているのかの全ての資料を一回いただきたい。あわせて監査委員からの指摘あった事項に関するの分も一緒にいただけたらと思ひますので、よろしくお願ひします。

○今井委員長 これについては、資料の提出はよろしいでしょうか。

○中川産業・雇用振興部長 調べまして、提出させていただきます。

○今井委員長 ほかにございませんか。

それでは、本日の委員会を終わらせていただきます。